

答 申 第 1 2 7 号

令和 3 年 7 月 20 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三 様

情報公開・個人情報保護審議会

会長 中 川 丈 久

公文書の非公開決定に係る審査請求に対する決定について（答申）

令和 3 年 4 月 28 日付け諮問第 5 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のこと
について、別紙のとおり答申します。

記

中央こども家庭センターが特定の日の診療等で医師等に支払ったことがわかる帳
簿等

第 1 審議会の結論

兵庫県知事（以下「実施機関」という。）が非公開とした決定のうち、実施機関がなお非公開とすべきとしている部分は、非公開とすることが妥当である。

第 2 諮問経緯

1 公文書の公開請求

令和 2 年 9 月 16 日、審査請求人は、情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、実施機関に対し、公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和 2 年 9 月 30 日、実施機関は、本件公開請求に対し、公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

令和 2 年 10 月 2 日、審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 審査請求の対象公文書

本件審査請求の対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、次に掲げる公文書である。

- (1) 中央こども家庭センター（以下「センター」という。）で特定日に診察を行った医師の旅行依頼簿及び旅費計算書兼請求書（以下「文書 1」という。）
- (2) センターが過去 5 年間（平成 27 年 9 月 17 日から令和 2 年 9 月 16 日までの間）に判定会議を行った児童の児童支援記録（経過記録）（以下「文書 2」という。）

5 本件処分の一部の変更

令和 2 年 11 月 12 日、実施機関は、本件審査請求を踏まえ再検討した結果、本件処分の一部を変更し、文書 1 について部分公開決定処分（以下「変更処分」という。）を行った。

6 諮問

令和3年4月28日、実施機関は、条例第17条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対し、本件審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書において述べている本件審査請求の理由等は、次のとおり要約される。

1 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 本件審査請求の理由

条例第6条第1号該当とあるが、全く当てはまらない。文書1については、県民の税金が適正に使用されたことの確認でもあり、見られたくない部分はマーキングで事足りるのではないか。文書2については、税金で行われた行為である。共にやましいことがなければ、全部非開示でなくても一部開示などが可能ではないのか。公務によって行った行為であり、個人の権利利益を害することは一切無い。よって全部非開示は条例違反ではないのか。

地方公務員が為したこと、我々の税金がどのように使われているかなど県民として知る権利がある。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

1 本件対象公文書について

(1) 文書1

文書1は、センターで特定日に医学診断を行った兵庫県立病院の医師の旅行依頼簿及び旅費計算書兼請求書である。

なお、同日の診察に関して支払ったものは、当該医師への旅費のみである。

(2) 文書2

文書2は、センターが平成27年9月17日から令和2年9月16日までの5年間に判定会議を行った児童の児童支援記録（援助記録）である。

判定会議は、協議事案が発生する都度開催しており、会議ごとの日程表や会議議事録等は作成しておらず、その開催日や会議の内容（以下「判定会議の内容」という。）は、児童ごとに作成されている児童支援記録に記載されている。

2 本件処分の一部変更について

実施機関は、本件対象公文書に条例第6条第1号に規定する非公開情報が記載されているため、全部を非公開とする本件処分を行った。

本件審査請求を踏まえ再検討した結果、文書1については部分公開が可能であると判断し、旅行者である医師の氏名（印影を含む。以下同じ。）以外の部分を公開する変更処分を行った。

また、文書1の非公開理由を条例第6条第1号から同条第6号に変更した。

3 非公開とする理由

(1) 文書1を部分公開とする理由

文書1の非公開部分は、旅行者である医師の氏名である。

センターは、審査請求人の児童について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第28条に基づく保護者の同意を得ないで行う施設入所措置の申立てを家庭裁判所に対して行ったが、その審判において、審査請求人は医師の作成した医学診断票の真正を争った経緯があり、医師の氏名を公開すれば、審査請求人が医師に対して直接見解を質し、異議を唱えることが想定される。

医学診断は、センターが行う相談援助業務の根幹をなす業務の一つであり、その業務には被虐待児を含む数多くの症例を扱い、知見を有する児童精神科医師は欠くことのできないものである。医師の氏名を公開すれば、審査請求人が医師に対して異議を唱える等により、当該医師から医学診断業務への協力が得られなくなり、児童の適切な処遇の決定に支障が生じるおそれがある。

以上のとおり、センターとしての医学診断業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第6条第6号の非公開情報に該当し、医師の氏名は非公開とすることが妥当である。

(2) 文書2を全部非公開とする理由

文書2には、センターが相談や通告を受けて対応した児童の生活、発達や特性に関する情報、親族等関係者及び関係機関との面接又は電話の内容、判定会議の内容等が記録されている。

文書2は、全体として、当該児童に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであること、及び当該児童を識別することができる情報を除いたとしても、児童の人格と密接に関わる情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、条例第6条第1号の非公開情報に該当する。

なお、審査請求人は、審査請求の理由において、判定会議の記録については、「公務によって行った行為であり、個人の権利利益を害することは一切無い」と主張し、文書2の全部又は一部の公開を求めていると解されるが、上記のとおり、文書2は全体として、条例第6条第1号の非公開情報に該当すること及び個人を識別することができる部分を除いて公開したとしても、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、全部を非公開とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、実施機関の行った本件処分の非公開部分のうち、変更処分により公開した部分を除き、非公開とすることが妥当である。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明、審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公開請求について

本件公開請求に対し、実施機関は、本件対象公文書について条例第6条第1号に該当するとして全部を非公開とする本件処分を行ったところ、審査請求人は、全部の公開を求めている。

これに対し、実施機関は、本件審査請求を踏まえ、本件対象公文書のうち文書1の一部を公開するとともに、文書1の非公開理由を条例第6条第6号とする変更処分を行ったが、文書1の非公開部分及び文書2の全部（以下「本件非公開部分」という。）をなお非公開とすべきとしていることから、本件対象公文書を見分した結果を踏まえ、以下、本件非公開部分の非公開情報該当性について検討する。

2 本件非公開部分の非公開情報該当性について

(1) 文書1

文書1の非公開部分は、旅行者である医師の氏名であり、当該医師は、センターの業務として医学診断を行ったものである。

実施機関は、児童福祉法第28条の施設入所措置についての承認の審判事件において、審査請求人が医師の作成した医学診断票の真正を争った経緯があることから、当該部分を公開すれば、審査請求人が当該医師に対して直接見解を質し、異議を唱えること等により、当該医師から医学診断業務への協力が得られなくなり、児童の適切な処遇の決定に支障が生じるおそれがあると説明する。

審議会が実施機関に確認したところ、当該審判事件において、当該医師の氏名は明らかにされておらず、また、施設入所措置は承認されているとの説明が

あった。

これらを踏まえると、当該部分を公開することにより、審査請求人が当該医師に対し、当該医学診断票に関して直接見解を質したり、異議を唱えたりするおそれがあることは否定できず、その結果、当該医師から医学診断業務への協力が得られなくなるなど、今後のセンターにおける医学診断業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、条例第6条第6号に該当し、非公開が妥当である。

(2) 文書2

文書2には、センターが相談や通告を受けて対応した児童の生活、発達や特性に関する情報、親族等関係者及び関係機関との面接又は電話の内容、判定会議の内容等が記録されている。

当該文書に記録された情報は、当該児童に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないものであると認められるとともに、個人の人格と密接に関わる情報であって、個人の識別性のある部分を除いて公開しても、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、当該文書は、条例第6条第1号に該当し、非公開が妥当である。

3 意見書の提出等について

審査請求人から、実施機関の弁明書に対する意見書の提出期限（令和3年5月31日）について、延長して欲しい旨申し出があった。

当審議会は、審査請求人の申し出を踏まえ、提出期限を同年7月12日に変更するとともに、口頭意見陳述の日程を通知したが、変更後の期限までに審査請求人から意見書の提出はなく、口頭意見陳述にも出席しなかった。

4 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和3年4月28日	・ 諮問書の受領 ・ 実施機関の弁明書を受領
令和3年5月14日 第2部会 (第88回)	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
令和3年6月23日 第2部会 (第89回)	・ 審議
令和3年7月19日 第2部会 (第90回)	・ 審議
令和3年7月20日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第2部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 梅 谷 順 子

委 員 河 端 亨

委 員 前 田 雅 子

委 員 三 上 喜美男